

平成24年度 第19回
青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成25年2月26日(木) 午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第19回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成25年2月26日（火） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 協議事項
- 4 議案第29号 青梅市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則について
【追加議案】
議案第30号 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について【追加議案】
- 5 委員長閉議および閉会宣言

協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会職員の職務名の見直しに伴う関係規則等の一部改正について（総務課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成24年度第19回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。
【委員】 はい、わかりました。

日程第3 協議事項

1 青梅市教育委員会職員の職務名の見直しに伴う関係規則等の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市教育委員会職員の職務名の見直しに伴う関係規則等の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1にもとづき、青梅市教育委員会職員の職務名の見直しに伴う関係規則等の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の改正は、業務運営の円滑化を図ることを目的として、職務名の見直しを行おうとするもので、教育委員会職員ほか市長部局等の職員も合わせて見直しをするものでございます。

改正の内容でございますが、職務名を規定している青梅市教育委員会職員の職名に関する規則のほか、職務名を引用している2つの規則、2つの規程、1つの要綱も合わせて改正するものでございます。

それでは、次のページ、青梅市教育委員会職員の職名に関する規則の新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後になります。初めに、現行の区分欄にあります事務系を改正後では一般事務に改め、職務名としての司書につきましては、もともとの採用が一般事務として採用していることから、司書の名称を削除するものです。次に、同様に一般技術系を一般技術に改め、職務名の学芸員を削除し、医療技術系は医療技術に、技能系および労務系の名称を一般技能に改め、職務名の電気機械操作を削除し、給食作業を調理員に改めようとするものであります。

次のページをお開きください。青梅市立学校の管理運営に関する規則であります。第10条第1項第2号、第2項および第4項に記載の一般用務職員を一般業務職員に改めるものです。

次のページをお開きください。青梅市立学校給食センター条例施行規則であります。現行の第2条第1項第7号の電気機械操作職員および第8号の一般用務職員を改正後では第7号一般業務職員とし、第9号の給食作業職員を第8号調理員とするものであります。

次のページ、青梅市教育委員会職員被服貸与規程をご覧ください。この一部改正は、現行の一般作業に従事する職員と一般用務に従事する職員の被服貸与内容がほぼ同じことから、両者を一本化して一般業務に従事する職員とするため、一般用務に従事する職員の項目を削除するもので

す。また、電気機械操作を電気機械の操作に、給食作業を給食調理に文言を改めるものであります。

次のページをお開きください。市費支弁による学校職員の職務等に関する規程でございますが、第2条第1項第1号の一般用務職員を一般業務職員に改めるものでございます。

次のページをお開きください。青梅市教育委員会職員の職名に関する規則にもとづく委員会の指定に関する要綱の一部改正でございますが、別表に掲げてあります職種、職務名を今回の規則改正に伴い、削除するものでございます。

始めにお戻りいただきまして、施行期日ではありますが、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員長】 教育委員会のほか、市長部局も含めた改正とのことでございます。

よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会職員の職務名の見直しに伴う関係規則等の一部改正について、は承認されました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、ただいま協議事項1が承認されたことに伴い、議案が2件追加されるのとこととであります。

つきましては、本日の日程に、議案第29号青梅市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則についてと議案第30号青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正についてを追加し、議案としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第29号および議案第30号を追加し、議題といたします。

日程第4 議案審議

議案第29号青梅市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、議案第29号を議題といたします。青梅市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 ただいま議題となりました議案第29号青梅市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

本案は、職務名の見直しを行おうとするもので、教育委員会職員ほか市長部局等の職員も合わせて見直しをするものでございます。

改正の内容につきましては、協議事項の中で先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第29号青梅市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第30号青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について

【委員長】 次に、議案第30号を議題といたします。青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 ただいま議題となりました議案第30号青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本案は、被服貸与規定にございます文言を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、協議事項の中で先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第30号青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 特にありません。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員